

平成 29 年度環境影響評価審査会（第 4 回）の質疑等概要（案）

平成 29 年 10 月 11 日／環境立県推進課

【総括的事項】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
1	環境影響を考える際は、法律の基準内だから良いだろうという発想ではなく、環境の変化に敏感な子供たちや年寄り、障害者など、配慮すべき者を基準に事業を考えてほしい。	—
2	地域の方の意見は十分に反映させること。	—
3	環境影響は広い範囲に生じる可能性がある。調査の際には、十分に広い地域で、しっかり長い時間をかけて調査をし、環境影響を検討してほしい。	—
4	自然エネルギーは必要だが、自然を壊してまで建設すると元もこもないので、計画を慎重に検討してほしい	—

【大気質、騒音・低周波音】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
5	騒音の観点で、想定している 4500kW 級の風車は具体的にどこかで稼働している例があるのか。	既存の稼働しているものを想定しているのではなく、海外の実績や国内の最近の動向を参考にすると、着工する頃にはそういった出力の機種が来ているのではと予測するもの。
6	現時点で 4500kW 級の風車がないということであれば、想定機種の騒音レベル等は机上のものという理解で良いか。	そのように御理解いただきたい。
7	（民家等から）500m の距離を取っていることを強調されているが、苦情の発生とは別に、どの程度の音のレベルとなるかは地形等に影響されるため、しっかり調査を行う必要がある。その際は、風車騒音に十分な知見を持った者が調査に当たるべきと思うがどのように考えるか。	ご指摘の通りと考えており、経験のある事業者と協力していくつもりである。
8	現地調査として残留騒音などを測定されると思うが、具体の調査の地点や手法はあらかじめ示されたい。 想定区域は静かなところだと思う。いくつかの調査事例を見ると、そのような地域では、風車から 500m の距離では十分に減衰されていないと思われる例も聞く。特にたくさんの風車が建つことになるので、慎重に予測をするように。	500m の距離の確保のみでは十分でない場面もあると思う。現地調査を実施し、地形も考慮しながら面的に把握し、環境省の新しい指針なども参考にしながら予測・評価を進めたい。
9	音の観点で、東部と西部とは同様な環境条件と考えて良いか。地形などで特別に考慮すべき点はあるか。	特別には無い。住居が谷筋にあるため川の音がするところもあるが、少し離れると静かになる。

【水質・地下水】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
10	風車は尾根に建つと見込まれるが、急な斜面にアクセス道路をつけると工事中等の濁水が懸念される。今後の検討内容かも知れないが、現時点で対策等の考えはあるか。	現時点で具体的なものをお示しできないが、沈砂池の設置など必要な対策を行っていききたい。
11	断層が近くにあると、基礎を深く打つ必要が生じ、地下水に影響する可能性があると思うが、調査の予定はあ	地下水等への影響について、取水点を把握しながら、しっかり検討していく必要があると考えている。ただ、深井

るか。 また、工事により濁水が発生すれば、湖山池に流入する可能性が生じるのではないかと思うので、漁業者等との密接な調整も必要ではないかと思うがどう考えるか。	戸取水にまで影響するほど杭基礎を打つことはないのではと考えている。 また、関係者・関係機関との調整はしっかり行うことが必要と考えている。
---	---

【地形・地質】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
12	風車の足下はコンクリート舗装などがされるものと思うが、どの程度の面積のコンクリートとなるか。	取付ヤードの範囲について、3000kW級で50m強四方程度なので、それより大きい程度を想定。(ブレードの長さより長くする)
13	メンテナンス等のことを考えると、風車はある程度連続して建てることになる見込みか。	そうなると考えている。
14	(番号12、13の事業者回答を受け)50m四方以上のコンクリート舗装がずらっと並んだ場合、雨水は流下することになると思うが、この場合の土砂崩壊や地滑りのリスクなどはアセスの中で考慮されるのか。	環境影響評価の中では災害までは取り扱わないが、設計における安全性の観点で検討していくことになると思う。
15	これまでの大規模な風力発電事業の事例で、雨水対策の取扱い事例はあるか。	必要に応じて対策が行われているものと思う。
16	東部案件について、断層が近い(配慮書P66)。 また、西部案件の想定区域は西部地震の際に大きな余震の震央があった近くだと思う。 風車の近くで地震が発生した事例などはあるか。風車が地震に耐えた事例などが分かれば、教えてほしい。(当然、計算やシミュレーションは行うものと思うが)	承知しました。 今、知見を持っていないので回答しかねるが、電気事業法の中で、風車の耐震に関する基準が定められているので、これに準じて設計することとなる。
17	西部は花崗岩が多い地質となっており、東部はまた違う地質だったと思う。風車を立てる際、地質によって杭の打ち方等が変わるものか。	風車を設置する場所ごとに地質調査を行うこととしており、それぞれの風車に適切な杭の形状を設定することとなる。
18	(番号16の事業者回答を受け)岩盤や地質と地下水とは関係性が深い。地質や水質等との関係も確認して欲しい。	—

【動物・植物・生態系】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
19	尾根に風車を設置した場合に、イノシシなどの害獣が町に降りてくるなどといったことはないか。 こういった事象があるようだと、集落にも影響があるのではないか。	風車により(動物の)行動パターンがまるっきり変わったという知見は承知していない。野生動物は敏感であるという話も聞くが、放牧場などでは風車の影で涼む動物がいて乳の出方に影響はなかったという話も聞くなど、一概には言えない部分があると考え。 いずれにしても、まずは地元地域の方から獣害についての情報を収集し踏まえることが必要と考える。
20	専門家へのヒアリング結果を踏まえると、鳥類、植物等への影響が懸念される。また、渡り鳥の渡りの経路にもなっているが、回避の方策をどのように考えているか。	実際の調査を行っていない段階であるが、調査結果を踏まえ、位置を調整したり、鳥よけに目玉模様をたてるなどを必要に応じ検討する。
21	西部の中海・宍道湖はラムサール登録湿地で大型水鳥やがん、カモの飛来がある。飛来ルートなども踏まえ地域と連携が必要と思う。	御意見を踏まえ、地域との連携を考えていきたい。
22	(東部)土地利用の関係で、事業実施想定区域(青斜線を除いたエリア)の中に農地や水源、ため池などほどの程度あるか。 事業に伴い農地をつぶすことはあるのか。	森林が大部分だが、一部道路沿いに農地などがある。 (事業に伴い農地をつぶすかについては)現時点で具体の計画がないため、回答できない。

23	計画されている場所は、登山道もないようなところ。アクセス道路が広い面積をとることになると思う。伴って、広い範囲の森林が伐採されることになると思われるため、十分に環境に配慮して計画を進めるように。	—
24	対象エリアには、本当の自然林は少ないようだが人工林でも生物多様性の観点からは必要な物。安易に改変は避けること。	—
25	(東部・西部ともに) 周辺には赤松林があるようだ。地元の人は松茸などを取っているかもしれないなども想像するが、そのような情報はなかなか出てこない。そういったことへの影響も気になるところ。 またそういったこと以外でも想定外の環境影響(希少な動植物が発見されたなど)が判明した場合には事業を中止することは選択肢になりえるのか。	想定外があれば、地元には迷惑をかけないよう必要な対策を取ること、また中止も視野に入れて検討することは必要と考えている。
26	(東部案件)(P15,17) 事業実施想定区域の南西側にある保安林の当たりが風況が良いように見えるが、今後風車の配置をどのように検討するのか。	保安林は可能な限り回避する方針としている。南西以外にも風況の良いエリアはあるものと考えている。
27	森林法においては、保安林の開発制限があるほか、1ha以上の伐採・開発は林地開発の手続が必要。また5ha以上の開発等の場合は審議会での審議が必要となる。 (森林づくり推進課)	—
28	両地域とも、真砂土の採取許可を受けている者があり重複しないよう、協議が必要。 (森林づくり推進課)	—

【景観・人と自然とのふれあい】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
29	配慮書にある「塗装色は環境融和塗色で検討する」とあるが、どういった色か。迷彩色か。	環境に馴染む色としては、やはり灰白色が基本になるのかと思う。
30	東部はジオパークエリアであるため、地形、地質、景観について十分に配慮をお願いしたい。 (山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館)	—

【その他の御意見】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
31	西部案件では、周辺に埋蔵文化財等がある様子(P185)。計画地での工事作業中に埋蔵文化財が出る可能性もあると思うので、関係機関と連携・調整により埋蔵文化財の保護を図ってほしい。	—
32	今回の発電所の事業計画が最初に社内にて起案されたのはいつ頃か。	昨年の冬頃から計画している。
33	他の企業を含め近年の風力発電事業の動向はどうか。	これまで東北、北海道など風況の良いところでの開発が盛んだったが、電力需要の状況変化もあってか下火になったと感じている。 最近では九州、近畿などもある程度風況が良いとされて開発が盛んになりつつある印象。
34	事業者で既に設置された風力発電施設はあるか。	親会社(Equis Energy)ではインドで100MW超の開発実績がある。 日本法人(Equis Energy Japan)ではまだ着工実績がないが、青森県で準備書まで手続が進んでいるものがある。

		る。また、法アセスの対象でない規模のもので着工を目指しているものもある。
35	風況はこれから調査ということだが、どの辺りで何地点測定する計画か。	東部は毛無山（想定区域西より中央辺り）1箇所を検討している。 西部は二部交差点の東側（想定区域中心からやや東より）あたりを検討してる。
36	風況調査は1箇所で十分か。	一般に風況調査の有効範囲はたしか2km四方程度だったかと思う。 計画熟度に応じて増やすことも検討する。
37	（東部）保安林などの位置関係を見ると、想定区域の南東側に多く風車が建つことになるのではと想像するが、密度（風車同士の離隔）はどの程度以上離すべきかなどの目安などはあるか。	卓越した風向がある場合などは少し異なる場合もあるが、一般にはブレード直径の2倍程度とされている。
38	（東部）今回の事業はどの風向を想定して発電しようとしているのか。	手元にデータがないため、明確に回答できないが、海側からだったかと思う。
39	（東部）P30の鳥取気象台の風向データでは南東側の風が主風向となっている（海側からの風ではない）。風向・風速が事業者の社内でどのように事業計画地の選定に関係したのかが見えないので教えてほしい。	海側からの風向と言ったのは記憶違いであったと思われる。 事業想定区域の設定においては、風況マップや気象台のデータのみでなく、海外のツール利用や基準風速も踏まえた。
40	メインの発電時間帯などに想定はあるか。	現時点ではない。
41	（東部）近くにとっとり放牧場があるが、この風車のデータは参考にしているか。	現時点では参考にしていない。
42	着工は東部・西部の事業とも同時期か。同時期に着工するメリットがあるのか。	同時着工のメリットはない。 現時点で同じアセス手続段階にあるため同時期の着工を想定したもの。
43	県内に現在41基ある風力発電の風車が、両事業合わせて72基も増えることに非常に違和感がある。なぜ、それほどの基数を計画するのか。	時期や基数に特段の考えがあるものではないが、再生可能エネルギーによる発電が当社の目的であり、その目的に真摯に取り組むもの。
44	設置による経済効果・影響はどういったものか。 （鳥取県はどうなってしまったのかと言われそう。）	72基設置できたとして、投資額で数百億円規模となると思う。そういった数百億の事業に伴い、建築関係や宿泊などが経済効果として想定できるのではないかと考える。 また化石燃料の代替エネルギーとして、あるいはエネルギーセキュリティの観点で国全体にも資するのではないかと考える。
45	風車の空路・飛行機への影響はどうか。なにか抵触しないか。	空港周辺には制限があるが、十分に距離をとっており、抵触しないことは確認済み。
46	自衛隊の空路もあると思うが大丈夫か。確認してほしい。	そちらも加味されており問題ないと認識している。
47	今回の事業は鳥類だけでなく環境に様々な影響がありそうだが、最低、何本立てると採算に合うものなのか。	風車の位置や機種等も検討段階であるため、一概に言えない。
48	発電した電力はどこで使われるのか。島根原発で得た電力は広島に送られると聞く。広島や岡山のために電気を作っている気がしているが、そのために自然を失ってしまうことがないようにしてほしい。	電気は、一般送電線事業者にわたるが、その先の消費地については感知できない。原発のような大規模な発電は専用の送電網で遠方に送られるが、風力のような小規模なものでは近くで消費されると聞いている。
49	20～30年先まで考えて事業を実施して欲しい。例えば事業が終わって、不要になった際にも、最後まで責任を持って施設の撤去まで行ってほしい。なお、会社の説明の中で、外国資本が入っているようだが、投資がなくなったとしてもこの事業は継続するのか。	資本・投資としてなくなるという状況は想定しがたい。「最後まで責任を持って」については、もちろんそのつもりである。

※「1級河川の分類が誤りではないか」とする意見がありましたが、会議後に発言委員から訂正・撤回がありました。

『(仮称) 鳥取風力発電事業計画段階環境配慮書』及び
『(仮称) 鳥取西部風力発電事業計画段階環境配慮書』に対する
意見・確認等 (第4回審査会後)

平成 29 年 10 月 11 日 / 環境立県推進課

【総括的事項】

番号	意見の内容
(住民とのコミュニケーション)	
1	自分の住む近くにこういった大規模な風車群が建つとなったら、非常に不安になる。住民の不安にしっかり寄り添うことが必要。(審査会委員)
2	事業の規模が大きく、地域に住む人たちの日常を脅かすほどの規模であるとの印象である。(審査会委員)
3	音や景観などあらゆる環境要素において地元住民の事前の想定と、実際にできた風車とのギャップがないよう、地元と十分なコミュニケーションをとること。特に地元にとってマイナスとなる部分を十分に説明し、地元の納得を得た上で事業計画を進めること。(こんなはずじゃなかった。こんな話は聞いていない。とならないように)(審査会委員)
4	本事業の実施に当たっては、事業及びその環境影響について、周辺地域の住民、土地所有者、事業者等の関係者に対し、説明会を開催する等により十分な理解を得られるよう配慮していただきたい。(伯耆町)
5	地域住民との合意形成に関わる方策を考慮すること。(江府町)
6	本事業の事業実施想定区域周辺には、多数の住居や施設等が存在しているため、騒音および風車の影による生活環境への重大な影響、また山林をはじめとする自然環境への影響、風車設置による眺望・景観上の支障等、さまざまな影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。(日野町)
7	対外的には知られていない地元地域の環境にかかる情報を、住民からのヒアリング等をしっかり実施してもれなく把握した上で、それらに対する環境影響を検討すること。(審査会委員)
8	第一種事業の目的(P2)に「本事業は、(中略)地域に対する社会貢献を通じた地元の復興に資することを目的とする」とあるが、ここに示される「地域」や「地元」の地域スケールが不明瞭であり、かつ、「地域の復興」が何を意味するかが分からない。具体的な計画について御教示願いたい。(鳥取市)
9	現時点での本事業に係る地元地域への説明状況を確認したい。 また、説明を行った対象者の事業に対する反応を確認したい。(環境立県推進課)
10	極めて規模の大きい事業であることを踏まえると、地元地域から様々な懸念や不安が示されることが想定される。 地元に対する誠実・丁寧な情報公開や説明、あるいは意見聴取など理解醸成が必要と思われるが、今後、どのように地元への説明や理解醸成に取り組まれる方針か確認したい。 また、これからの理解醸成の取組の過程において、地元から事業に対して反対する声が上がった場合に、どのような対応を取る方針か確認したい。(環境立県推進課)
(全体的な環境影響に関する懸念)	
11	地域によっては、周囲をグルリと風車に囲まれる地域もあるかもしれない。そのような地域では様々な影響が心配される。(審査会委員)
12	規模が非常に大きいことから、様々な影響があるだろう。恐らく尾根に沿って広く長い基礎を打つことになるかと考えると、動植物の分断などの影響も及ぶのではないかと。またそれ以外にも今までにない大きな影響が生じるのではないかと心配している。(審査会委員)

13	感想だが、人が入らない（入れない）ところを開発して、風車を作ることについては疑問を感じる。 （審査会委員）
14	施設建設時における自然環境の破壊や、建設後には周辺の景観に大きく影響を及ぼすことが考えられ、立地場所については慎重な検討が必要と考える。 （南部町）
15	本事業は奥日野県立自然公園および中国山地の豊かな自然環境を開発するものであり、且つ工事中及び供用時における騒音や風車の陰による生活環境への重大な影響、景観上の支障等、地域への様々な影響が懸念される。 （日野町）
16	本事業計画のさらなる検討にあたっては、各種の環境の保全に係る措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定および風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯・内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。 （日野町）
17	対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取り付け道路等の付帯設備の構造・配置または位置・規模の検討にあたっては、計画段階配慮事項に掲げた各事項にかかる環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画に反映させること。 （日野町）
18	騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避または十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直しおよび基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。 （日野町）
19	環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することが無いようにすること。 （日野町）
20	予測・調査結果の不確実性を前提にすると、事後調査の実施とその結果を踏まえた対応など、事業実施後の対応についても、あらかじめしっかり考えておくことが必要。 （審査会委員）
21	配慮書の段階で、現計画（規模・基数など）がどの程度実現性があるのか。判断できるような資料を出してほしい。 （審査会委員）
22	事業実施に伴う各環境影響による住民への健康被害や圧迫感などの心理的な不安等についても十分に考慮し、事業の実施により、住民生活を脅かすことがないように、慎重に事業計画を検討すること。 （環境立県推進課）
23	事業実施想定区域近傍で（仮称）鳥取市青谷町風力発電事業が計画されている。 この事業との累積的な影響についても予測・評価が行われる必要があるため、適切に情報収集等を行い、必要に応じてこの事業の事業者と協議・調整を行い、その累積的な影響を極力回避・低減すること。 （環境立県推進課）
24	一部環境要素において、重大な影響を回避・低減するための留意事項として、「民家との距離」や「発電機の配置」を掲げているが、36基もの風車を配置する場合、最大限確保できる離隔距離や配置パターンは限られてくると見込まれるが、具体的にはどのように検討を進める方針か確認したい。 （環境立県推進課）
25	一部環境要素においては、重大な影響を回避・低減するための留意事項として「機種を検討」を掲げているが、現時点で想定する4500kW級の機種がないなか、どのような検討を想定されているのか確認したい。 （環境立県推進課）
（配慮書において、工事の実施に係る影響を検討していないことへの指摘）	
26	これほどの大規模事業で、工事中の影響について、配慮書で全く評価しないのは不相当と思われる。 （審査会委員）
27	取付道路等の工事の影響が非常に大きいと思う。「工事中の影響を検討する熟度がない」としているが、今回の事業は工事の影響も非常に大きいと想定され、重大な環境影響が懸念される。配慮書においても、最低限、取り付け道路の工事にかかる影響予測や影響に対する対策の方針などは示されなければ、配慮事項を検討したとはいえないのではないか。（工事の影響を配慮書の対象としないとするのは違和感がある。大きな影響があることが想像できる。） （審査会委員）

28	<p>現時点において、一定程度、区域内のどのあたりに設置するのか構想があるのではないか。そうであれば、その想定も公開した上で議論すべきではないか。（どのような取付道路がどの程度想定されるかなども含めて）</p> <p>（審査会委員）</p>
29	<p>本事業計画は、本県で他の事業と比較できないほど大規模な風力発電の計画である。また、設置を検討する風車も現時点で国内で設置事例がないような機種を想定している。本事業においては工事の規模、取付道路の規模も相当程度大きくなることは想像に難くない。これらを踏まえると、各環境要素に対する環境影響評価は極めて慎重に行われる必要があるのはいうまでもない。</p> <p>現配慮書における予測・評価は、取付道路の設置や工事の実施に係る影響予測が全く行われていないなど、十分に配慮事項について検討されているとはいえない部分があると考えられる。</p> <p>方法書までに、これらの指摘事項を踏まえ、追加で配慮事項の検討を行い、現計画規模で本当に確実に重大な環境影響を回避低減出来るのか検討される必要があると考える。</p> <p>また、予測評価の結果、重大な環境影響が予測される場合は、大幅な事業規模の削減も視野に検討されることが必要と考えるが、どのような方針とするのか確認したい。</p> <p>（環境立県推進課）</p>

【大気質、騒音及び超低周波音】

番号	意見の内容
30	<p>これほどの大規模な事業では、工事車両の走行に伴う排ガス・騒音・震動による重大影響も考えられる。配慮書において、そういった工事車両の走行についての考え方も示されるべきではないか。</p> <p>（もう少し具体的に工事期間をどの程度に設定していて、1日にどの程度の車両走行を計画するのか。など）</p> <p>（審査会委員）</p>
31	<p>今までの風車をもとに500mを設定しているようだが、国内に例がない大型の風車を採用するのならば、距離の確保が不十分であることが懸念される。更に距離を取る必要があるのではないか。（審査会委員）</p>
32	<p>4500kw級の風車の実績がないとなると、メーカー公称データ等で予測評価が行われることになる。山間や谷間の計画で、ただでさえ予測のシミュレーションに不確実性が伴うと見込まれる中、一層予測の不確実性を増すことになるのではないか。（審査会委員）</p>
33	<p>現況、単機辺りの出力で国内に事例の無い大きさの風車を立てる考えとのことだが、十分な騒音予測が出来ないのではないか。さらに地形は立体的な3Dの世界。平面的な複数の風車騒音シミュレーションより数段予測が難しく、不確実性が大きいのではないか。</p> <p>（審査会委員）</p>
34	<p>谷を挟みつつ、並列に3列並ぶような配置も想定される。風車からの直接の音と、対面の山壁に反射したもの、それらが干渉し合うなどがあると思う。影響があるとなった場合に、どのような対応方針とするのか、考え方を確認したい。</p> <p>（審査会委員）</p>
35	<p>騒音及び低周波音の予測範囲を想定区域から2.0kmとしているが、売電目的とした風力発電施設で定格出力及び設置基数とも国内において例のない規模(2017年3月末現在)であり、また事業計画の熟度が低い状況であることから、計画の不確実性及び知見の不足等が考えられ、現時点では影響の回避が可能と判断出来るか不明である。現時点で、「重大な影響を回避又は低減できる可能性が高い」というのであれば、より詳細な根拠を示すこと。</p> <p>（水・大気環境課／参照：東部4.3-9(213)、西部P4.3-9(207)）</p>
36	<p>騒音の調査・予測・評価について、環境省発行の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に沿って実施すること。また、指針値について環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に沿って設定すること。（鳥取市）</p>
37	<p>事業実施想定区域の周辺には多数の住居等が存在するため、環境保全に十全を期さなければ、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）および最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から隔離すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避または極力低減すること。</p> <p>（日野町）</p>

38	風力発電施設は住居から比較的近い位置に設置が予定されており、風車騒音の騒音レベルにかかわらず、住民の生活環境に影響を与える可能性があると考えられる。周辺住民と十分にコミュニケーションをとり、配慮を欠かさないこと。 (鳥取市)
39	<u>(西部案件)</u> とっとり花回廊は、観光施設であり、騒音が大きいと観光客から苦情の対象となる。風力発電設置による騒音の影響をどのように評価しているか。 (生産振興課)

【水環境】

番号	意見の内容
40	事業実施想定区域は、現時点で想定される範囲として広めに設定されているところであるが、事業実施想定区域内には、簡易水道の水道水源等の地下水を利用する施設が存在している。風力発電事業の設備や搬入路の建設等に伴って、水文環境や地下水流動系が変わり、水道水源、温泉源やその他の民生用井戸、及び河川や湧水の水質や水量に影響を与えるおそれがある。風力発電事業に伴う事業実施想定区域及びその周辺の水文環境や地下水流動系への影響について適切な方法で実態を調査し、影響予測し、環境影響の有無について評価すること。 (水・大気環境課)
41	周辺に水道水源が多数存在しており、湧水利用しているものも複数あることから、立地の検討に当たっては、河川や谷筋等からの距離を確保すること。 周辺の水道水源等への影響を回避又は低減できるよう工事中の土砂や濁水の流出防止措置に万全を期すこと。 (東部生活環境事務所)
42	事業実施想定区域には水源かん養保安林が多く存在し、周辺には水道水源が存在するため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、森林の伐採等による改変および風力発電設備等の設置工事等で発生する土砂や濁水による水環境への影響を回避または極力低減すること。 また、事業に伴う水道水源への影響については、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。 (日野町)
43	<u>(東部案件)</u> 道から作る必要があることから、湖山池や周辺の川に濁水の影響が出るだろう。予定地の周辺も含め、調査・予測・評価するように。(審査会委員)
44	<u>(東部案件)</u> 東部地域には近傍に吉岡温泉があるが、温泉への影響は調査されるのか。(審査会委員)
45	<u>(西部案件)</u> 設置箇所の南東側に、根雨水源地と日野川上流及び、日野川につながる複数の川など貴重な水源がある。前回審査会においても、地下水を含む水への影響が指摘されていたが、開発による影響がやはり懸念される。江府町は水を大切にしている町であることなどを踏まえ、小さな川(支流)の水量・水質などが変わらないような十分な配慮が求められる。(審査会委員)
46	<u>(西部案件)</u> とっとり花回廊では、花の育成、管理のため大量の地下水を活用している。風力発電設置による地下水への影響をどのように評価しているか。地下水の水質へ悪影響があると、花の育成、管理に支障が出る。 (生産振興課)
47	<u>(西部案件)</u> 事業実施想定区域周辺には、野上川、須鎌川、藤屋川などが存在し、農業用水としても取水されているほか、福岡水源等の水道水源も存在している。 事業実施に伴う濁水の発生や地下水への影響により、これら河川水や水道水源等に影響を及ぼすことがないよう、適切な環境影響評価を実施していただきたい。 (伯耆町)

【重要な地形・地質、風車の影】

番号	意見の内容
48	<p>(資料1 番号14に関連して)</p> <p>(1) 土砂崩壊や地すべりにより発電施設(風車)が倒れるといった施設の安全性ではなく、ヤード建設(=広範な小流域内の土地被覆の変化(森林からコンクリートへ))が小流域の降雨流出プロセスに影響し、施設より下流のどこかで土砂崩壊や地すべりなどのリスクは高まることはないのかということが質問の趣旨である。</p> <p>ヤードの一边はブレードより長いので、ヤードの一边が70m程度とすると、1つのヤード面積は約5,000m²となる。ヤードが重なることはなく、密集することを考慮すると36基で約18haのまとまった土地がコンクリートになる。流域とは言わないまでも、小流域の降雨流出への影響の有無を検討していただきたい。</p> <p>(2) 資料にはヤード造成に関する詳細な記述や図による表示が見られない。図2.2-9(東部、西部ともP21)からは一边がブレードより長いコンクリート製のヤードを造成するとは分からないので、造成することが明確であるヤードに関しても加筆していただきたい。</p> <p>(3) 鳥取県の山間部には、河川から導水せずに集水域からの流出のみで貯水し、下流の水田地区に灌漑するため池が多数ある。このようなため池の集水域内に施設を建設する場合は、ため池の貯水・利水に影響がでないような配慮をしていただきたい。</p> <p>(4) 上述のことから、ヤード建設においては透水性の高いコンクリート材を用いる、小流域界を考慮して分散して発電機を建設する、あるいは発電機の基数を減らすなどの流域の水文環境への影響を最小限にとどめる配慮を必要に応じてしていただきたい。(審査会委員)</p>
49	<p>(番号48及び資料1 番号14に関連して)</p> <p>前回審査会において、コンクリートの基礎設置に伴う土砂崩壊や地滑りのリスクに対する意見に対し、環境影響評価の中では災害については取り扱わない旨回答されている。</p> <p>しかし、「環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」(環境省環境影響評価課 監修)によれば、「開発行為による土地の安定性の変化(液状化、地盤陥没と言った地盤変状や地すべり、斜面崩壊の危険度増加等)についても環境影響評価の項目の対象として考慮する事が望ましい。」と示されている。</p> <p>斜面の多い地形において大規模な開発行為を伴う本事業計画においては、「土地の安定性の変化」について環境影響評価の対象とされるべきと考える。</p> <p>(環境立県推進課)</p>
50	<p><u>(東部案件)</u> 河川争奪地形として、岩坪集落付近がある。また、上段、下段集落付近の河岸段丘、および報徳集落付近の河岸段丘があり、この地域のジオパークの見所となっている。</p> <p>風力発電の設置対象外となっている地域であるが、設置に伴う道路建設などの際に、これらの見所が破壊されないように注意が必要である。(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館/参照:(東部)P64 第3.1-28表)</p>
51	<p><u>(東部案件)</u> 環境要素の「重要な地形及び地質」が、計画段階配慮事項として選定されていないが、事業予定エリアは、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリア内にあるので、選定は必須である。</p> <p>これまで、ジオパークエリア内では、官民協働で貴重な地域資源の保護保全に努めてきており、公共工事などで見つかった貴重な地質や植物の保全や公開が進んでいる。本事業においても工事中の学術調査や、貴重な地質などが見つかった場合などには、保全や公開に協力していただきたい。</p> <p>(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館/参照:(東部)P200表4.1-2)</p>
52	<p><u>(東部案件)</u> 事業実施想定区域の地質は約1億年前の安山岩や、約4000万年前の深成岩等で成り立っており、それらの特徴的な地質の路頭が発見された場合は、速やかに鳥取市担当課や山陰海岸ジオパーク推進協議会と地質調査・保全に向けた連携を取ることが必要である。</p> <p>(鳥取市)</p>
53	<p><u>(西部案件)</u> 県自然環境保全地域の一部が事業実施想定区域に含まれているが、自然環境を改変しないよう計画していただきたい。金華山自然環境保全地域は、学術上、また景観上優れた地形を形成しているため、自然環境保全地域に指定している。そのことを十分考慮していただきたい。</p> <p>(緑豊かな自然課)</p>
54	<p>風車は尾根に建てられることが想定されるが、風車の影の影響については、高所に建設されることなどの地形も考慮して予測・評価が行われることが必要と考える。</p> <p>(環境立県推進課)</p>

55	<p>事業実施想定区域の周辺には多数の住居等が存在しており、風車の設置位置によっては、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。</p> <p>このため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、住居への影響について適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から隔離すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避または極力低減すること。</p> <p>(日野町)</p>
----	--

【動物・植物・生態系】

番号	意見の内容
56	<p>河川や湖沼に直接改変がないことをもって、重大な影響がないとされているが、工事中の濁水が入れば影響が必ず発生する。濁水は希少な水生生物を含めた生態系に重大な環境影響を及ぼしうるにもかかわらず、そのことを想定していないこの評価内容は問題があるのではないかと。</p> <p>(特に西部では専門家へのヒアリングで計画地周辺の河川において重要種であるアカヒレタビラの生息情報もある。またホテルの里なども近傍にあり影響を受ける可能性が懸念される) (審査会委員)</p>
57	<p>前回会議でも指摘したが、事業実施想定区域は、林道も登山道もないから生物の調査がされていないことと思われる(特に西部)。傾斜もきつく、かなり入りにくい地形のように思われるので、調査することさえ、かなり大変なことと思える。杉林とアカマツ林が多く、そこに生息する動物をきちんと把握するのは、かなりコストがかかるが、そのような調査をきっちりやっていただくことが、今後の検討の前提になる。(審査会委員)</p>
58	<p>専門家等へのヒアリング結果で、東部案件では事業実施想定区域はイヌワシ(クマタカ)の生息情報や渡り鳥の越冬地の情報が得られている。また、西部案件では周辺にクマタカの生息情報が得られているほか、オシドリ等渡り鳥の越冬地であることも考慮する必要がある。</p> <p>動植物、特に鳥類の調査においては、調査時期を十分考慮して実施していただきたい。</p> <p>(緑豊かな自然課)</p>
59	<p>(東部案件) 吉岡温泉周辺では例年ホテルまつりが開催されている。工事等で生じる濁水による影響が懸念されるため、適切に環境影響評価を実施すること。</p> <p>(審査会委員)</p>
60	<p>(東部案件) 事業実施想定区域はイヌワシの生息区域に比較的近く、現地調査の実施が必要であると専門家に指摘されている。現地調査の際には、季節的な生息範囲の変化を十分考慮した適切な現地調査を実施すること。</p> <p>(東部生活環境事務所)</p>
61	<p>(東部案件) 鳥獣保護区が一部事業実施想定区域に含まれるが、現地調査等を実施し、動物への影響を回避していただきたい。鷲峰山鳥獣保護区は、森林に生息する鳥獣の保護を図るために狩猟が禁止される保護区に指定していることを考慮していただきたい。</p> <p>(緑豊かな自然課)</p>
62	<p>(東部案件) 事業実施想定区域の近くには湖山池があり、オオワシなどの野鳥の飛来地となっているため、バードストライク等の鳥類への影響が懸念される。野鳥の飛翔コースと直行させないようにするなど、生態系破壊にならない配慮が必要である。(鳥取市)</p>
63	<p>(西部案件) 事業実施想定区域周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息情報があるほか、越冬地として多くのオシドリが飛来していることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類に関する適切な調査および予測を行い、その結果に応じ必要な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避または極力低減すること。(日野町)</p>
64	<p>事業実施想定区域には、森林法に基づき指定された保安林が多く存在することから、本事業の実施により、植物および生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、既存道路や伐採跡地等の無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生および保安林に指定された森林等の改変を回避または極力低減するとともに、森林帯を可能な限りまとめた状態で残すこと。</p> <p>(日野町)</p>

65	事業区域に保安林が内在しているが、保安林内での工作物設置等の転用行為は避けられたい。 (森林づくり推進課)
66	保安林指定区域の把握漏れがないよう、指定申請中も含め、再度精査されたい。(森林づくり推進課)
67	手入れの行き届いた人工林、作業道等を事業地選定することは避けられたい。また、林業経営を分断するような工作物の設置等は避けられたい。(森林づくり推進課)
68	保安林以外の森林において、発電施設、付帯施設、アクセス道路等の一体の開発に伴う1ヘクタールを超える面積の森林の転用は、県知事の許可が必要なので、ご承知願いたい。 (森林づくり推進課)
69	事業実施想定区域には、林地開発許可を受けて真砂土採取等の開発事業者が多数ある。近接する保安林以外の森林の開発を計画する場合は、各事業者の開発事業計画との調整を図ること。(森林づくり推進課)
70	(西部案件) 事業実施想定区域及びその周辺には、農地が多数存在しているため、風力発電施設等の建設において、農地の利用を行う場合等は、検討段階において農業委員会に協議を行うとともに、必要な諸手続を行うこと。 (伯耆町)
71	(西部案件) 南部町はその全域が環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されていることに配慮すること。(西部総合事務所生活環境局)
72	(西部案件) 南部町は、平成27年に環境省が指定する「生物多様性保全上重要な里地里山」に町全域が指定された。このことは、様々な命を育む豊かな里地里山を次世代に残していくべき自然環境として位置付けられたものです。南部町は、これまで人々のくらしや営み、保全活動等の取組を通じて守られてきた豊かな里地里山を、今後も大切な資源として次世代へ引き継ぐべきものとする。 このような背景から、風力発電事業については理解できるが、検討されている事業の南部町地内での施設設置については、豊かな自然環境に影響を及ぼすとともに、誇り得る自然の景観を損なうことが考えられる。したがって町内における風力発電施設の設置については反対である。 (南部町)
73	(確認事項) (東部案件) P255のまとまりのある天然記念物(植生)の植物の種類は何か? (水生植物であれば、やはり濁水の影響を受ける可能性が懸念される) (審査会委員)

【景観、人と自然との触れ合い活動の場】

番号	意見の内容
74	大型の風車が出来ると、住んでいる人たちが大きな圧迫感を受けることになるのではないかと。さらに保安林を避けることを前提とすれば、かなり狭い範囲に36基もの風車を立てることとなる。その場合の近隣の人たちの感じ方が心配される。(審査会委員)
75	地域に住む人々の景観に十分な配慮を求める。昼の景観のみでなく、夜の景観への配慮も重要。県が最近進めている星取県の考え方との整合性も考慮する必要があるのではないかと。(審査会委員)
76	風車のみでなく、道路の取り付けや拡幅も相当程度大きな規模になると見込まれる。道路による景観への変化についても十分考慮し、事業計画を検討すること。(審査会委員)
77	保安林等、避けるべき場所も多く、建てられるところに36本を不規則に建てるとなると、景観に大きな影響を与えることが懸念される。特に住民が日頃見るような景観への配慮を十分に行うこと。また、フォトモンタージュ等を行う際は、地域住民の日常の景観も念頭に置いて調査地点を検討すること。(審査会委員)
78	景観予測については、地域の主要な眺望点以外に、実施想定区域周辺の近傍地域で日常的に利用されている場所、民家が集積している地区や歴史的な施設等からの視覚的変化を調査し評価することも重要と考えられるため、主要な眺望景観のほか、実施想定区域周辺の近傍地にも調査地点を置いて予測及び評価の実施を検討すること。 特に西部案件近傍の『とっとり花回廊』は年間を通じて多くの観光客が訪れるフラワーパークで、近傍からの視覚的な方法による眺望予測は必須と考える。(住まいまちづくり課/参照：(東部) P257、(西部) P252)

79	事業実施に当たり、景観に関する近隣地域において事前説明会を開催する等、住民の理解を得よう心がけること。 (鳥取市)
80	<u>(東部案件)</u> 事業実施想定区域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリアに位置しており、景観の大幅な改変が予想される。事業が実施された場合は、事業終了後の景観の復元までの計画が示される必要がある。 (鳥取市)
81	<u>(東部案件)</u> 鷲峰山の山頂は主な眺望点として取り上げられている。眺望景観の改変の予測もされているが、眺望点以外からの眺望も、山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク内では非常に重要である。 特に鹿野城跡公園及び城下町、湖山池北岸、福井展望所などは、配慮書において眺望点に含まれていないが、ユネスコ世界ジオパークの再審査でエリア拡大が認められた際に、重要なジオサイトとして評価されており、そこからの眺望の変化は、眺望景観に対して重大な影響を与えると考えられ、周辺地域からどのように見えるかを考慮する必要がある。 また、鷲峰山の東側の尾根は事業実施想定区域に含まれている。鳥取市内の多くの場所から眺めることができる山であり、風力発電機の設置による眺望の変化は好ましくない。また、事業実施想定区域近傍の安蔵公園は、環境省の星空継続観察で夜空の暗さ日本一になった場所で、風力発電機の設置は大きな影響があると思われる。 (山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館／参照：(東部) P262)
82	<u>(東部案件)</u> 鳥取市は市域全体を景観計画地域の対象としており、事業箇所周辺は、山並みや稜線の保全を図る地域として計画し、尾根の近くにおいては稜線を乱さないようできる限り低い位置で高さを抑えて行うよう景観作りの基準を策定している。 設計計画時には、鳥取市へ事前協議のうえ、景観法16条に基づく届出の提出すること。 (鳥取市)
83	<u>(西部案件)</u> とっとり花回廊からの景観に配慮すること。 (西部総合事務所生活環境局)
84	<u>(西部案件)</u> 南部町に隣接する自治体に設置を検討される場合は、当該施設が南部町から確認出来ないような位置への設置を求める。(南部町)
85	<u>(西部案件)</u> 事業実施想定区域は、奥日野県立自然公園に隣接し、また、風力発電設備の可視領域には多くの景観資源や居住区域が含まれることから、本事業の実施により、眺望景観への影響が広範囲にわたり懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、主要な眺望点として居住地域を追加したうえでフォトモンタージュ法による予測を行うとともに、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避または極力低減すること。 (日野町)
86	名所や観光地として知られるスポットでないところでハイキングやトレッキングを楽しむ人も増えている。必ずしもガイドマップなどに載らない隠れた地元の観光スポットなどについても、地元住民からのヒアリング等により可能な限り把握し、地域外の人から見た地域の魅力を損なうことがないようにすること。(審査会委員)

【その他】

番号	意見の内容
87	事業実施想定区域内に文化財保護法第92条第1項及び第93条第1項に定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」が存在するほか、埋蔵文化財包蔵地の有無が確認できていない地域があるため、それぞれの取扱いについて鳥取市教育委員会文化財課と協議及び調整を行ってください。 (鳥取県教育委員会事務局文化財課／参照：(東部) P187～190、(西部) P182～185)
88	<u>(西部案件)</u> 事業実施想定区域内及びその周辺には多数の文化財が存在しているほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、事業箇所の検討段階において、あらかじめ関係機関(教育委員会)と協議を行っていただきたい。 (伯耆町)
89	<u>(東部案件)</u> 事業実施想定区域の一部は、鳥取市都市計画区域(市街化調整区域)、気高都市計画区域、鹿野都市計画区域、八頭中央都市計画区域内に該当するので承知すること。 (鳥取市)
90	事業実施想定区域の一部は電波法の告示に係る伝搬防止区域内に該当するので承知すること。 (鳥取市)

91	(西部案件) 事業想定区域内にある無線局への影響が懸念されるので、関係機関と適切に協議・調整するなど配慮すること。(西部総合事務所生活環境局)
92	地元地域にとって騒音や景観へのマイナスがあるなか、メリットが無いのは気になる。(事業者は利益を獲得するが、地元にはマイナス影響があるだけでは地元は納得しないだろう。)(審査会委員)
93	(西部案件) 南部町地域における風力発電施設の設置については反対する。(南部町)

【図書への指摘】

番号	意見の内容
94	(東部案件) 配慮書 P3. 2-59 (184) のとおり、「事業実施想定区域」に鳥獣保護区が含まれているにもかかわらず、第3. 2-42表の「事業実施想定区域」は「×(指定無し)」となっており、整合性がとれていないため図書を修正すること。(東部生活環境事務所)
95	(東部案件) P151第3. 2-16表産業廃棄物処理施設数のデータが平成24年度とかなり以前の数値となっているが、廃棄物処理施設数については、平成24年度以降のデータがあるものと思われる。新しいデータにしてはどうか(東部生活環境事務所)
96	東部 P3. 2-72 (197) 第3. 2-42表、西部 P3. 2-71 (191) 第3. 2-47表に鳥取県公害防止条例が含まれていないので追加すること。 東部 P3. 2-31 (156)、西部 P3. 2-42 (162) のとおり、鳥取県公害防止条例の規定に基づく深夜騒音基準は、事業実施想定区域及びその周辺は適用範囲に含まれると思われるため、関係市町に確認されたい。 (水・大気環境課)
97	東部 P3. 2-72 (197) 第3. 2-42表、西部 P3. 2-71 (191) 第3. 2-47表 大気汚染防止法など工事期間中のみ法令がかかるものがあるが、関係法令等による規制状況は工事の実施期間中にかかる法令は考慮していないようである。方法書以降で改めて精査し、再度チェックすること。 (水・大気環境課)
98	誤記載等が散見されるので、よく確認すること(以下を参照)(水・大気環境課) ○東部 P3. 1-13 (29) 第3. 1-11表中の用途地域は設定されているのではないかと。(鳥取市地図サービス参照)。 ○東部 P3. 1-22 (48) 第3. 1-24表 漢字の間違い(宮永→宮長) ○東部 P3. 2-29 (154) (1) ②a 「騒音規制法」ではなく、騒音に係る「環境基準」ではないか。 (2) a 事業実施想定区域周辺には、類型が当てはめられた地域が存在する。とあるが、3. 2-72 (197) 第3. 2-42表では該当箇所が「×(指定無し)」になっており、矛盾していないか。 ○東部 P3. 2-72 (197) 第3. 2-42表 (1) 表中、公害防止—環境基本法—公害防止計画の項が鳥取市及び想定区域内で「○(指定あり)」となっているが、この「公害防止計画」とは何を指すのか。環境基本法第17条に掲げるものであれば、県は承知していない。 (2) そもそも表中の「事業実施想定区域及びその周囲」の範囲が不明確である。そのため騒音・振動の規制地域をどこまでを「事業実施想定区域及びその周囲」内にあるとしているのかわからない。これをはっきりしないと、4. 3-5で類型当てはめ地域の検証を行っているが、第3. 2-42表段階で「×(指定無し)」ならば、意味がないのではないかと。 ○東部 P3. 2-44 (169) ②騒音、 ②騒音5行目 「鳥取県では～」とあるが、騒音の規制地域は、鳥取市が指定している。 東部 P3. 2-46 (171) ③振動も同様である。 ○東部 P3. 2-50 (175)、(176) ⑤悪臭 2行目について、「(政令市長)」とあるが、特例市以上の市長であり、鳥取市が地域指定等をしている。また、下から3行目にある「特定悪臭物質」は「特定悪臭物質濃度」である。 ○東部 P3. 2-51 (176) 第3. 2-34表(1)の二硫化メチルの数値は、0.09ではなく0.009である。 また、第3. 2-34表(2)は鳥取市の臭気指数を指していると思われる。事業実施想定区域周辺は吉岡温泉町の周辺区域と思うが、鳥取市はこの地域に指数を導入していないのではないかと。法令や市のHP等をしっかり確認すること。

『(仮称)鳥取風力発電事業計画段階環境配慮書』及び
『(仮称)鳥取西部風力発電事業計画段階環境配慮書』
に対する知事意見(事務局の構成案)

平成29年10月11日/環境立県推進課

◆「(仮称)鳥取風力発電事業」及び「(仮称)鳥取西部風力発電事業」に共通の事項

【総括的事項】

番号	意見概要	意見の理由等
1	重大な環境影響を及ぼすおそれのある取付道路等の位置・規模や工事の実施等に係る計画段階配慮事項の検討を求める。	本事業においては、取付道路等の付帯設備の設置や工事の実施も大規模になると見込まれるが、これらに対する検討が全く行われておらず、計画段階における環境配慮が十分に行われているとはいえない。 【参考にした意見】 資料2：番号26-30, 56
2	今後の手続において、事業実施に伴うあらゆる状況及びあらゆる影響を想定し、漏れのない、極めて慎重な環境影響評価の実施を求める。	事業規模を勘案すれば、極めて慎重に予測評価を実施し、適切に環境保全措置を講じなければ、事業の実施により重大な環境影響を及ぼす可能性が懸念される。 【参考にした意見】 資料1：番号1, 3 資料2：番号1, 2, 11, 12, 14-16, 22
3	環境影響評価の実施に当たり、予測評価の不確実性を増大させる要因を最大限排除することを求める。	現在の事業規模は、県内で他に類を見ない規模となっている。現時点で実績のない機種を採用しないなど、予測の不確実性を可能な限り排除しなければ、想定外の重大な環境影響を生じるおそれがある。 【参考にした意見】 資料1：番号5-8 資料2：番号11, 12, 20, 21, 25, 32-35
4	事業計画の検討にあたり、配慮段階において収集した情報や得られた環境保全の見地からの意見、及び番号1により追加検討した事項等を適切に事業計画に反映させることを求める。	配慮書手続の趣旨の再確認。 <u>また不足する環境配慮事項について、適切に調査され、適切に事業計画に反映される必要がある</u>
5	事業計画の検討にあたり、各環境要素への影響を可能な限り回避・低減するような事業計画となるよう最大限の努力を求める。	各環境要素に対し、十分な配慮と最大限の努力が必要。
6	事業の位置・規模等の検討経過等の、方法書への適切な記載を求める。	方法書以降の手続において、配慮書に対する意見等への対応状況を確認するため
7	周辺の地域住民、土地所有者、事業者等の関係者に対する、積極的な情報提供を求める。	本事業地周辺には住居及び、学校、福祉施設、又は農地等が多数存在するため、関係者に対する十分な配慮が必要。
8	説明会の開催その他の方法により、地域住民等から意見を聴取する機会を適切に設定すること。	また、住民等とのコミュニケーションの重要性に言及
9	地域住民等からの意見や要望に対して、十分な説明や誠意ある対応をすること。	
10	事業実施に係る各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標等について、特に配慮すべき施設や人の存在なども踏まえて十分に検討し、適切に設定するとともに、その設定根拠等について方法書に詳細に記載すること。 <u>また、予測の手法や評価の指標は最大限安全側に立って設定する事を求める。</u>	適切な調査・予測の手法及び評価の指標の設定の際、学校、保育所、児童養護施設、福祉施設等の特に配慮すべき施設やそこで居住あるいは活動する人々の存在なども踏まえて適切に設定することについて言及。 <u>また、事業規模が大きく、番号3に示すような予測の不確実性による想定外の影響に備えるため、環境影響評価は最大限安全側に立って実施される必要がある。</u>

11	極めて多数の風車が事業実施想定区域内に建設される計画であり、区域内はもちろん、周辺地域にも複数の風車による複合的な影響が強く懸念される。各環境要素について、全ての風車が最大で稼働した場合における複合的な影響について、適切に調査・予測・評価の実施を求める。	36基もの風車が同時に稼働した場合に極めて重大な複合的影響を受けるおそれがある。その状況を想定して適切に調査・予測・評価が実施されなければ、重大な環境影響を回避・低減出来ない。
12	今後の事業計画の検討の過程で、重大な環境影響が確認された場合は、事業規模、基数の大幅な縮小を含めた計画の見直しを検討するよう求める。	現時点で明らかでない環境影響が確認された場合の対応の選択肢として、事業規模の縮小も検討の対象とする事が必要
13	事業実施想定区域の周辺において、他事業者による「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業」が環境影響評価の途中でため、各環境要素に係る累積的な影響の予測評価に必要な情報の収集、及び予測評価の実施を求める。	周辺で実施が計画される他事業との累積的な影響について検討される必要がある。 【参考にした意見】 資料2：番号23

【大気質、騒音及び超低周波音、振動】

番号	意見概要	意見の理由等
14	配慮書において、騒音にかかる「重大な環境影響を回避または低減できる可能性が高い」と評価できる根拠の補強を求めるとともに、補強できない場合は、重大な影響を生じる可能性があるものとして計画の見直しを検討することを求める。	36基もの風車が設置されること、設置される風車が国内において実績のない極めて大型のものであることを踏まえ、シミュレーションの予測結果にも相当程度の不確実性が含まれることが考えられる。そのような中で、配置や機種を検討することのみで騒音の重大な影響を回避・低減できるとするのは、根拠が十分でないと云わざるを得ない。 【参考にした意見】 資料1：番号5-8 資料2：番号30-35
15	工事車両の走行や建設機械の稼働による排ガス、騒音、振動について、可能な限り影響を回避・低減するような工事計画の設定を求める。	本事業では工事規模も相当程度大きくなることが見込まれる。工事車両は民家の近くを走行することが考えられる。また、取付道路の設置作業などでは民家付近で建設機械が稼働することが想定され、適切な配慮がなされなければ重大な影響を及ぼす可能性がある。 【参考にした意見】 資料2：番号26-30
16	事業計画の検討に当たり、住居等との距離の十分な確保や、実績のある低騒音型の機種の選定などにより、可能な限り影響を回避・低減することを求める。	事業実施想定区域周辺には住居が多数存在するため、風車の稼働による騒音・超低周波音による影響が懸念される。 <u>また、現計画は国内で実績のない極めて大型の風車を想定しており、予測に不確実性が増す懸念が大きい。</u>
17	騒音の予測に当たっては、地形を考慮し、 <u>また複数の風車による複合的な影響を含めた最大影響について極めて慎重に調査・予測を実施すること、及びその結果に基づき、住居等への影響を確実に回避・低減すること</u> を求める。	36基もの風車による複合的な音の影響が住居等に及ぶことは確実に回避・低減される必要がある。

【水環境】

番号	意見概要	意見の理由等
18	工事の実施に伴う濁水の発生等による周辺の水環境への重大な影響が懸念されることから、配慮書段階において改めて調査・予測・評価を実施し、その結果、重大な環境影響を及ぼすことが予想された場合は、現計画を見直すことを求める。	工事の実施に伴う周辺の水環境への重大な影響が懸念されるにも関わらず、現時点で調査・予測・評価の実施がなされていない。 【参考にした意見】 資料2：番号26-29, 40-47

19	周辺の水源として利用されている河川・地下水、について、適切に調査・予測・評価を実施したうえで、可能な限り影響を回避・低減するような事業計画とすることを求める。	水道等の水源への利用に影響が生じないよう、また、水生生物の生息地が適切に保全されるような配慮が必要。
----	---	--

【地形・地質、風車の影】

番号	意見概要	意見の理由等
20	風車の取付ヤードや取付道路の設置に伴う地盤の安定性の変化について、調査・予測・評価の対象とすること及びその結果を踏まえた適切な環境保全措置の実施を求める。	大規模な土地の形状の変更により、土砂崩壊や地すべりのリスクが増大することが懸念される。 【参考にした意見】 資料1：番号12-14 資料2：番号48-49
21	風力発電機が住居等よりも標高が高い位置に建設された場合、風車の影の影響範囲がより遠距離まで及ぶおそれがあるため、今後の事業計画の検討においては、この点も踏まえて、周辺の住居等との十分な距離の確保などにより、可能な限り影響を回避・低減することを求める。	風車は尾根等高い位置に建設される可能性があり、その場合、風車の影は、配慮書に記載された想定より影響範囲が広いことが懸念される。

【動物・植物・生態系】

番号	意見概要	意見の理由等
22	配慮書段階における工事の実施、取付ヤード・取付道路の設置等による動植・植物・生態系に対する重大な環境影響の有無について改めて調査・予測・評価を実施し、その結果、重大な環境影響を及ぼすことが予想された場合は、現計画を見直すことを求める。	工事の実施、取付ヤード・取付道路の設置等に伴う動物・植物・生態系への重大な影響が懸念されるにも関わらず、現時点で調査・予測・評価の実施がなされていない。 【参考にした意見】 資料1：番号23-24 資料2：番号26-29, 56, 59
23	事業実施想定区域周辺では、猛禽類をはじめ、様々な鳥類の生息や渡りの情報が確認されていることから、鳥類に関する調査・予測・評価の実施により、これらへの影響を最大限回避・低減することを求める。	事業計画地周辺には、様々な鳥類の生息情報等があり、パードストライクを回避するための適切な対応が必要。 【参考にした意見】 資料1：番号20 資料2：番号58, 61-63
24	専門家等からのヒアリングでも動植物相の生息・生育情報が少ない地域であることが指摘されている。また、事業の影響は実施区域周辺にも及ぶことも踏まえて、動物・植物・生態系への影響評価を行うのに十分な調査範囲、調査時期等を考慮した調査・予測・評価の実施を求める。	事業の実施による直接改変により影響を受ける可能性があるほか、影響はその周辺まで及ぶと考えられる。また、「動植物相の情報が少ない地域」とする専門家からのヒアリング内容を踏まえると、現状の予測評価には一定の不確実性がうかがえる。

【景観、人と自然との触れ合い活動の場】

番号	意見概要	意見の理由等
25	住民にとっての日常的な景観についての調査・予測・評価にあたっては、風車の設置が近隣住民に心理的圧迫感を与えるような景観とならないよう、慎重に実施することを求める。	36 基もの風車は、近隣の住民の日常の景観を大きく変貌させることが懸念され、またその配置は適切に検討されなければ、住民にとって大きな圧迫感を生じさせることが懸念される。 【参考にした意見】 資料2：番号11, 22, 74, 77,

26	主要な眺望景観からのみでなく、民家が集積している地区や住民が日常的に利用する主要な場所・施設等からの景観について、また、日中のみでなく夜間における景観についても予測・評価の実施を求める。	配慮書においては、主要な眺望点からの景観のみに配慮している。また、夜間の景観については言及されていない。
27	本事業においては、取付道路等の付帯設備の設置による景観への重大な影響も懸念されることから、配慮書段階において改めて調査・予測・評価を実施し、その結果、重大な環境影響を及ぼすことが予想された場合は、現計画を見直すことを求める。	本事業では、取付道路等の付帯設備も大規模になると見込まれ、これによる景観への重大な影響を及ぼすことが懸念されるにも関わらず、現時点で調査・予測・評価の実施がなされていない。 【参考にした意見】 資料2：番号 26-29, 76

【その他】

番号	意見概要	意見の理由等
28	事業実施想定区域内及びその周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、あらかじめ関係機関と協議及び調整を行うことを求める。	想定区域内においても周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する
29	事業実施想定区域内には保安林、砂防指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地、が内在している。風力発電事業との併存に困難があると見込まれるエリアを事業地として選定しないなど、適切な対応を求める。	直接改変及び施設の稼働による影響を受ける可能性がある。

◆「(仮称)鳥取風力発電事業」または「(仮称)鳥取西部風力発電事業」それぞれの個別事項 【(仮称)鳥取風力発電事業において配慮すべき環境影響・地域特性等】

番号	意見概要	意見の理由等
30	水質について、事業実施想定区域周辺には、鳥取県の三大湖沼である湖山池や吉岡温泉などが存在している。県内の観光資源としても重要な、これらの地域の水環境に影響を及ぼすことがないよう、適切に調査・予測・評価を実施し、影響を回避・低減することを求める。	工事の実施による濁水の影響は、湖山池や吉岡温泉といった地域の観光資源に影響を及ぼすおそれがある。
31	地形・地質について、事業実施想定区域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリアであることから、重要な地形・地質に影響を受けるおそれがある環境要素として選定すること。 また、当該区域内には鹿野断層、岩坪断層といった既知の断層が存在することから、風車の耐震性をはじめとする必要な対策を行うことを求める。	配慮書において、重要な地形・地質は確認されておらず、配慮事項に選定しないこととされている。 また、実施想定区域内に既知の断層が存在することを踏まえて、適切な対策が取られることが必要。
32	動物・生態系について、事業実施想定区域周辺では過去に希少猛禽類であるイヌワシの生息情報があるほか、事業実施想定区域内の一部は鳥獣保護区に指定されている。このような地域である事を踏まえ、希少種の生息状況等を慎重に調査・予測・評価し、影響を回避・低減することを求める。	事業実施想定区域周辺では、過去に希少猛禽類であるイヌワシの生息情報があり、これに対する適切に配慮されることが必要。 また、事業実施想定区域の一部が鳥獣保護区に指定されていることを踏まえた調査・予測・評価の実施が必要

33	<p>景観について、鳥取市では市域全体を景観計画地域の対象とし、景観作りの基準を策定しているため、事業計画の検討において、関係機関と協議及び調整を行うこと。</p> <p>また、風力発電機の視認の可能性のある眺望点には山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク認定の際にジオサイトとして評価された地点もあるため、この点を踏まえて調査・予測・評価を実施すること。</p>	<p>鳥取市の景観計画、景観作りの基準について言及。</p> <p>また、特に鹿野城跡公園とその城下町は、ジオパークのエリア拡大が認められた際のジオサイトとして評価されている。</p>
----	--	--

【(仮称) 鳥取西部風力発電事業において配慮すべき環境影響・地域特性等】

番号	意見概要	意見の理由等
34	<p>水質について、根雨水源地、福岡水源地等の水道水源の存在や、野上川、須鎌川など、農業用水としても取水されている河川の存在、また多くの観光客が訪れる観光施設「とっとり花回廊」においては、花の育成・管理のため地下水を使用している状況があることなどを踏まえ、これらの地域の水環境に影響を及ぼすことがないように、適切に調査・予測・評価を実施し、影響を回避・低減することを求める。</p>	<p>地域で活用される水源に影響を及ぼすおそれがある。</p>
35	<p>地形・地質について、事業実施想定区域には、学術上また景観上優れた地形を形成している金華山自然環境保全地域が含まれているが、当該地域を改変しないような事業計画とすることを求める。</p> <p>また、事業実施想定区域の近傍では、平成12年の鳥取県西部地震において、震央となった地点が存在するため、風車の耐震性をはじめとする必要な対策を行うことを求める。</p>	<p>自然環境保全地域として指定されているエリアは、その指定の趣旨に照らし、適切に保全が図られる必要がある。</p> <p>また、事業実施想定区域近傍は、平成12年の鳥取県西部地震において、震央となった地点が存在することを踏まえて、適切な対策が取られることが必要。</p>
36	<p>動植物・生態系の保全について、事業実施想定区域に含まれる南部町は、その全域が環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている。また、計画地周辺の河川に、重要種であるアカヒレタビラの確認情報がある。このような地域特性を踏まえ、慎重に調査・予測・評価を実施し、影響を回避・低減することを求める。</p>	<p>南部町の全域は「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されていることや、計画地周辺の河川に、重要種であるアカヒレタビラの確認情報などの地域特性を踏まえ調査・予測・評価が実施される必要がある。</p>
37	<p>景観について、事業実施想定区域周辺には、県内有数の観光資源である大山をはじめとする国立公園や、多くの観光客が訪れるとっとり花回廊などの観光施設が存在しており、そこからの景観、および大山を臨む景観について、調査・予測・評価を実施し、影響を回避・低減することを求める。</p>	<p>県内でも有数の観光資源である大山をはじめとする国立公園や、花回廊の存在を踏まえて景観に対する調査・予測・評価が実施される必要がある。</p>

【報告事項】 東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）の 環境影響評価書に係る変更届について

平成 29 年 10 月 11 日 / 環境立県推進課

（１）計画中の可燃物処理施設の概要

事業名称：東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業

事業者：鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 深澤義彦（鳥取市長）

（鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町の 1 市 4 町で構成される一部事務組合）

施設：一般廃棄物（可燃物）焼却施設（処理能力：240 t / 日）

設置場所：鳥取市河原町山手ほか

（２）これまでの経過

H21. 8. 17：方法書の提出（アセス手続の開始）⇒ H22. 1. 20 知事意見

H25. 1. 21：評価書の提出

⇒H25. 11. 29 環境保全の見地の修正の必要が認められない旨の通知。

⇒ただし、施設の処理方式の詳細が未決定であったことから処理方式決定後の比較検証結果を報告するよう付帯意見

H25. 12. 13：評価書の公告（～H26. 1. 14 まで縦覧）

⇒以降、「着手届」及び「事後調査計画書」提出で事業着手可能

H26. 1. 29：変更届出書（第 1 回）※処理方式の絞り込み（3 方式 5 種類⇒2 方式 3 種類）に伴う比較検証等

H26. 3. 31：変更届出書（第 2 回）※上記変更届に対する審査会意見を踏まえた修正。

H27. 11. 27：変更届出書（第 3 回）※処理方式の決定（ストーカー方式）に伴う比較検証等（上記付帯意見への対応）

⇒ H28. 2. 19 受理通知 ※受理通知は条例の規定外

H29. 9. 11：変更届出書（第 4 回）※事業地面積の縮小。（今回報告）

※環境影響評価条例手続きの全体流れ

方法書→（調査・予測・評価）→準備書→評価書→補正評価書→（許認可・事業着手）→事後調査

↑〔現況〕

（３）留意事項

- ・ 広域は、最終的にプラントメーカー決定後、確定した事業計画に基づき評価書内容との比較検証を実施した「評価書最終版」を作成することとしている。

